

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第9回）議事概要

- 1 日時 平成18年11月28日（火）14時00分から16時00分
- 2 場所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者
構 成 員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員、松島洋専門委員、遠藤了専門委員代理
総 務 省：衛藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、千野雅人経済統計課長
- 4 議題
 - (1) 地方公共団体との調整状況について
 - (2) 試験調査の結果について（中間報告）
 - (3) 世帯を対象とする意識調査の結果について
 - (4) 基準・条件について
 - (5) その他
- 5 配布資料
 - (1) 個人企業に関する経済調査（試験調査）の調査票の回収状況について
 - (2) 労働力調査に関する意識調査の結果について
 - (3) 総務省所管の指定統計調査における民間開放の基準・条件
- 6 議事の概要
 - (1) 竹内座長から、今回から専門委員として参加される松島洋氏、梶川融氏（今回は遠藤了氏が代理出席）の紹介があった。
 - (2) 事務局から、地方公共団体の調整状況について説明が行われ、説明内容の確認などで若干の質疑が行われた。
 - (3) 事務局から、試験調査の結果（中間報告）及び世帯を対象とする意識調査の結果について、資料1及び資料2に基づき説明が行われ、説明内容の確認などで若干の質疑が行われた。
 - (4) 事務局から、基準・条件について、資料3に基づき説明が行われ、その後、意見交換が行われた。
主な質問、意見等は以下のとおり。
統計調査業務について民間事業者が成熟していない現段階においては、地方公共団体のニーズを踏まえ、ガイドラインなど、できるだけ詳細な内容を国から地方公共団体に提示すべき。
責任の所在については、行政責任、契約責任、不法行為責任等の別を明確にし

て議論すべきである。また、民間事業者が適切に履行しなかった場合などの際に、最終的に行政責任を有する国として、どのような対応が必要になるかについても検討が必要。

モニタリングについては、発注者が直接モニタリングをする部分と、民間事業者の内部統制によって行う部分とがある。内部統制によれば、地方公共団体のモニタリングコストの削減につながるだろう。また、モニタリングの対象事項だけでなく、モニタリングの手段や方法についても地方に提示すべき。さらに、モニタリングに中立性や客観性を持たせるための仕組み等についても議論が必要である。

- (5) 事務局から、科学技術研究調査に係る入札実施要項案について説明が行われ、説明内容の確認などで若干の質疑が行われた。
- (6) 次回は平成18年12月15日（金）10時00分から開催予定。

<文責：総務省統計局（速報のため、今後、修正の可能性あり）>
以上